

長岡市栃尾美術館 アトリエ利用案内

令和7年度～

目的・対象

自発的で営利を目的としない活動をする長岡在住・在勤のグループまたは個人が、美術創作や学習を目的として使用することができます。使用料は無料です。

利用できる日時

開館日の午前9時30分から午後5時まで使用できます。
ただし、当館の主催事業等で使用する日を除きます。

申込み受付

受付は使用日の1か月前（休館日の場合は翌開館日）からとし、先着順とします。
受付時間は午前9時30分から午後5時までです。

受付開始日の例 ※展示替等長期間休館の場合は別途対応

- ・ 5月1日に使用希望 → 4月1日に受付開始
(4月1日が休館日の場合は翌開館日になります。)
- ・ 5月31日に使用希望 → 4月30日に受付開始
(4月31日が存在しないため。なお、4月30日が
休館日の場合は翌開館日になります。)

申し込み方法

- ・ 来館および電話での受付（先着順）とします。
- ・ 使用希望日の1週間までに、当館受付にて『アトリエ等使用許可申請書』（当館様式）を提出してください。
- ・ 当美術館のアトリエを初めて使用する個人・団体は、別紙、『アトリエ使用届』（当館様式）を一緒に提出してください。

使用許可・取消

申請書類の提出後、内容等の検討を行い、許可が決定した場合には「使用許可決定通知書」を発行します。

- 1 下記の場合は、使用許可をいたしません。
 - ・ 営利を目的とするもの（作品を含む物品の販売、広報はできません。)
 - ・ 当館の管理運営上、特に支障があるとき。
 - ・ 内容が公の秩序、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 - ・ その他使用において適当でないと判断されるとき。
- 2 下記の場合は使用許可の取り消し、又は使用の制限、若しくは停止を求めることがあります。
 - ・ 偽り、その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
 - ・ 使用許可後に届出内容が無断で変更されたり、主旨以外に使用した場合。
 - ・ 上記1の規定に該当すると判断するに至ったとき。
 - ・ 当館の条例又は条例に基づく規則に違反したとき。

設備および使用できる備品等



- ・作業テーブル、椅子、ホワイトボードあり
- ・絵画用イーゼル、陶芸用手ろくろ等の備品を貸出します。
『アトリエ等使用許可申請書』に記載されている【備え付け以外の設備、物品等特別の設備使用の有無】の欄に希望するものを記入するか、申請時に申し出て下さい。
- ・他に貸出が可能な備品等もあります。
詳細はご相談下さい。



- ・冷暖房完備、流し場、トイレもあります。
- ・電気ポット、冷蔵庫（冷凍室あり）、電子レンジも使用できます。

使用上の注意

- ・使用前後は、必ず当館受付にお声掛けください。
また、お帰りの際は、人数等の報告をお願いします。
- ・使用後は施設・使用備品共に、必ず清掃・整理整頓して下さい。
机は拭き・椅子等はもとに戻してください。流し場、トイレの確認をお願いします。
掃除用具やぞうきん等は、備え付けのものを使用して下さい。
- ・ゴミはお持ち帰りください。また、冷蔵庫等に入れたものも忘れずにお持ち帰りください。
- ・冷暖房は、設定の温度でご協力下さい。
- ・荷物や作品を預かることはできません。
(作品の性質上、当日中に動かせないものは申し込み時までに相談してください。破損や紛失について当館は責任を負いません。)
- ・施設・設備備品等を壊したり、汚してしまった場合は、すみやかに当館職員までご報告下さい。
状況により、修理もしくは賠償していただく場合があります。
- ・物品の販売は禁止します。
- ・喫煙・火気の使用を禁止します。
- ・使用上、気になることなどありましたら、当館職員にご報告およびご相談下さい。

<問合せ先>

長岡市栃尾美術館

電話：０２５８－５３－６３００

FAX：０２５８－５３－６３７０

〒940-0237 長岡市上の原町 1-13